

産業保健実習における実習事前課題に関する検討 —産業保健師(看護職)養成のための学習内容についての考察—

島田 昇¹⁾(SHIMADA Noboru)

丸岡 紀子¹⁾(MARUOKA Noriko)

佐藤 京子¹⁾(SATOOU Kyouko)

1) 群馬医療福祉大学看護学部

目的：壮年期の保健指導は重要であり、個人の労働環境や生活習慣を踏まえ、個々に応じた保健指導が実施できる産業保健師(看護職)の養成が急務である。しかし保健師(看護職)を養成する大学の産業保健の実習時間は短く、臨地実習までの事前学習が重要と考える。そこで産業保健実習における、学生の効果的な学習を得るための実習事前学習の内容を検討し、今後の産業保健師(看護職)養成のための学習内容について考察する。

方法：A 大学地域看護学実習(産業保健)の実習施設 12 施設に実習事前学習に関する自記式アンケート調査を依頼した。分析方法として、1) 必要と記述された知識項目を集計する。2) 集計データから類似性、関連性、相違点を考察した。

結果：12 施設に配布し、8 施設からアンケートを回収した。回答者の職種は保健師職員 5 名、看護職員 3 名であった。回答数が最も多かったのが、労働安全衛生法に関する項目であった(7 施設が回答)。次いで、健康管理であった(6 施設が回答)。次に多かったのが労働者の健康状況把握、労働衛生管理体制、健康診断に基づく事後処置、メンタルヘルス対策、特定保健指導(5 施設が回答)であり、次いで健康診断であった(4 施設が回答)であった。自由記述に記載された内容は、検査データの基準値の理解、生活習慣病の理解、解剖生理についての知識、健康保険制度の理解、パンフレットを使用した保健指導の練習の回答であった。

考察：実習事前学習および、今後の産業保健師(看護職)の学習内容については以下の点が必要であると考えられた。我が国の現状から、メンタルヘルス対策、専門的知識・技術である健康管理は必須である。そのためには事前に健康教育講話、保健指導の模擬授業を展開する必要がある。

また、実習先の労働特性、作業特性を理解するために、会社の概要、生産物、作業工程等を事前に学習させる必要がある。さらに労働環境に関連する職業性疾病、作業関連疾病や障害について注目させる必要があり、そのためには複数の業種の実習施設を経験することで作業環境が労働者の健康にどのように影響するかを考えることができると予想され、複数の業種の実習を経験させることも、産業保健師(看護職)育成の 1 つの方法であると考えられた。

また、マネジメント能力を育む学習内容の検討が必要であることが考えられた。

さらに、産業保健師(看護職)を効果的に養成するには、養成校と実習施設との協力体制の構築の方法についても検討が必要であると考えられた。

Key word：産業保健、産業保健実習、実習事前学習、産業保健師(看護職)、保健指導

I 緒言

生活習慣病の国民医療費に占める割合は31.8%¹⁾、死因別死亡割合は57.4%²⁾である。また国民医療費は年々増加傾向にあり対策が求められている。さらに介護が必要になった要因は生活習慣病が3割を占めており、長年の生活習慣が影響しているものと考えられる。

現在、我が国の健康増進対策として、第3次国民健康づくり対策「21世紀における国民健康づくり運動」(以下健康日本21一次)が終了し、平成25年からは4次健康増進計画として、「21世紀における第二次国民健康づくり運動」(以下健康日本21二次)が開始されている。

健康日本21一次の概要は、効果的な健診・保健指導の実施として、医療保険者による40歳以上の被保険者・被扶養者に対するメタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の着実な実施。さらに産業界との連携・産業界の自主的取組の一層の連携も挙げられている³⁾。

健康日本21二次では、働く世代のメンタルヘルス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組むことや、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青壮年期の世代への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うことが明記され、働く人々への健康増進が盛り込まれている。

しかし、特定保健指導対象者に対する保健指導実施率は17.7%であり⁴⁾、増加傾向にあるが未だ低値を示している。また、壮年期の保健指導は重要であり、現在の生活習慣が将来の健康に影響し、医療費の増加や介護保険利用者数の増加、健康寿命の短縮につながる事が予想される。壮年期では仕事との関連で生活習慣が乱れやすい環境も、特定保健指導の実施低迷の原因であると言える。それゆえ個人の労働環境や生活習慣を踏まえ、個々に応じた保健指導が実施できる、産業保健師(看護職)の養成が急務ではないかと考える。

また、保健師養成課程大学の産業保健実習は、保健所・保健センター実習に比べて学びの時間が少ないのが現状である。

そこで、いかに産業保健実習を短期間で、効果的な学びの場として確立することが課題であり、実習の準備として、実習施設の概要の把握を含めた実習事前学習を実施することで、学生の産業保健に対する知識を向上させ、臨床実習での経験と事前学習の知識を結びつける効果的な実習が行えるように、実習前に、知識として身に着けるべき実習内容の検討が必要と考える。

産業保健実習の学びを対象とした研究は以下のものが報告されている。実習中の学生の意識に関する研究では、学生の実習記録から分析した結果、健康教育の企画、評価、臨地実習におけるプレゼンテーションに学生の意識が集中していることを報告している⁵⁾。

実習目標の到達度と関連する要因を分析した研究では、実習評価表より、企業で実習した学生と労働衛生機関で実習した学生の自己評価を分けて比較すると、11項目において労働衛生機関で実習した学生の方が自己評価の平均が低かったことが報告されている⁶⁾。

学生がとらえた労働の場における安全と健康について研究では、実習記録から具体的な活動を分析した結果、看護の役割と特性を学ぶためには、対象者とその家族の、①意向・意思を尊重する、②自立性・自律性を尊重、③安全性・安楽性、④保健・医療・福祉の連携の4つの視点を持つこと、具体策として、①健康増進に向けての動機づけ、②セルフケア能力、③資源提供、④環境調整の4つの視点を持つことが必要であることを報告している⁷⁾。

看護職者としての姿勢および展開方法の研究では、看護職者の姿勢として看護職側から働きかけるなど、基本姿勢が学ばれており、展開方法では管理者への教育、連携、組織の活用、事業所全体の取

り組みなど、組織を常に意識しながら展開する看護方法を学んでいたと報告している⁸⁾。

製造現場からの学びの研究では、予防対策の重要性をコスト意識に結び付け、安全と健康が確保される全社的取り組みの実際を学んでいることが報告されている⁹⁾。

各研究は、学生の実習記録、評価票、レポートから学生の学びについての視点や課題が挙げられている。しかし施設実習指導者についての研究は少なく、また、産業保健実習における事前学習の研究は皆無であった。

実習事前学習を考察し、さらに実習施設の業種形態、概要を踏まえた学習の内容の違いも含めて、施設実習指導者の視点から、効果的な実習のための実習事前学習の内容を検討することが、今後産業保健実習指導において有用な資料になると考える。

1. 用語の定義

- 1) 実習事前学習とは、臨地実習に臨むにあたり、実習前に知識として身につけておくべき内容を指す。
- 2) 施設実習指導者とは、実習施設で直接指導をする担当者。(保健師、看護師、労働衛生管理者等)

2. 研究目的

産業保健実習における、学生の効果的な学習を得るための実習事前学習の内容を検討し、今後の産業保健師(看護職)養成のための学習内容について考察する。

II 研究方法

自記式質問紙による調査

1. 研究対象

A 大学地域看護学実習Ⅳ(産業保健)の実習施設12施設における、実習施設指導者(保健師、看護師、労働衛生管理の担当者)。

2. データ収集方法

各施設の実習終了後に研究協力依頼書、アンケート用紙を郵送し、記載後郵送にて回収した。

3. 調査内容

- 1) 実習施設の形態(病院、製造業、サービス業、その他)。
- 2) 実習事前学習として必要な実習を効果的にすると考えられる事前学習について。
- 3) アンケート項目に無いもので、実習を効果的にすると考えられる事前学習についての記述(自由記述)

4. 研究期間

平成26年6月2日～平成26年12月31日

5. 分析方法

- 1) アンケート調査では、実習を効果的にすると考えられる事前学習の知識項目を集計する。
- 2) 集計データから、類似性、関連性、相違点を考察する。

6. 倫理的配慮

本研究は、研究者が所属する大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認日平成26年6月25日、承認番号14A-04）。施設実習指導者に対して、研究協力依頼文に、研究の趣旨、方法、自由意思による参加の保証、個人情報の保護、データの取り扱い、研究成果の公表について記載し、文章で説明した。

研究協力同意書は、協力者控と研究者控の2通用意して双方で保管とした。

Ⅲ 研究結果

1. アンケート回収施設の業種と職種について

- 1) A 大学地域看護学実習Ⅳ（産業保健）の実習施設12施設に配布し、8施設からアンケートを回収した。

表1 実習施設業種と回答施設数

実習施設形態	回答施設数
製造業	3施設
病院	2施設
サービス業	1施設
運送業	1施設
通信業	1施設

- 2) 回答者の職種構成は保健師職員5名、看護職員3名であった。

表2 回答者の職種と回答人数

回答者職種	回答者数
保健師	5人
看護師	3人
保健師・看護師以外の労働衛生担当者	0人

2. 実習施設指導者が考える実習を効果的にすると考えられる事前学習

回答数が最も多かったのが、労働安全衛生法についてであった（7施設が回答）。次いで、健康管理であった（6施設が回答）。次に多かったのが労働者の健康状況把握、労働衛生管理体制、健康診断に基づく事後処置、メンタルヘルス対策、特定保健指導（5施設が回答）であり、次いで健康診断であった（4施設が回答）であった。

回答が少なかったのは、労働衛生マネジメントシステム、粉じん障害防止対策、電離放射線障害防止対策、化学物質に係る健康障害防止対策、有機溶剤の防止対策、健康管理手帳、管理監督者教育、

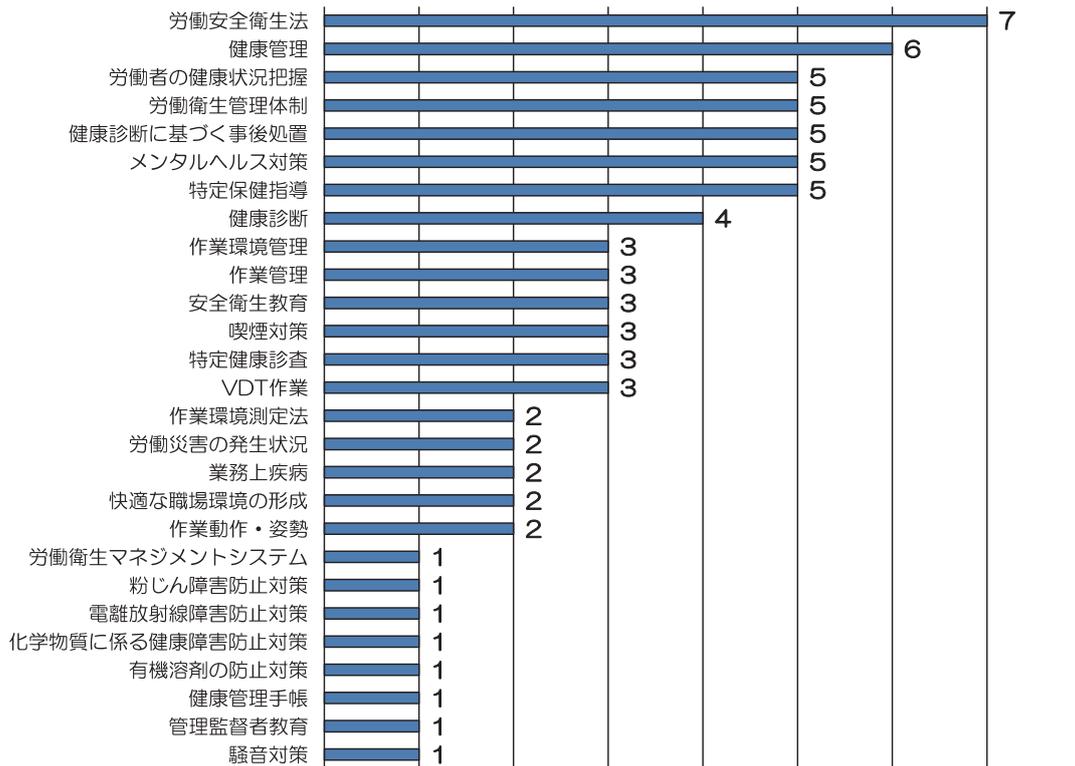


図1 実習施設指導者が考える事前学習の内容

騒音対策であった(1施設のみ回答)。図1を参照。

3. 自由記述の内容

自由記述に記載された内容は、検査データの基準値の理解、生活習慣病の理解、解剖生理についての知識、健康保険制度の理解、パンフレットを使用した保健指導の練習の回答であった。

IV 考察

1. 産業保健師(看護職)教育

保健師教育の養成期間の延長(保健師助産師看護師法及び看護師の人材確保に関する法律の一部改正¹⁰⁾)があり、これに伴いカリキュラムの見直しが行われた。具体的には専門科目名が地域看護学から公衆衛生看護学へ変更され、必修単位数も23単位から28単位に増加し、公衆衛生看護学実習も4単位から5単位に変更された。

この背景には基礎能力を向上させ、実践能力の強化に向けて教育内容の充実を図ることが求められている。実践能力を養う場として臨地実習は重要であり、臨地実習での学びが実践力養成に大きく影響すると考える。

鎌田らが行った調査研究によると、産業保健実習を実施している教育機関は48.1%とであり、産業保健実習単独として実習を組んでいる教育機関は半数以下であったことを報告している¹¹⁾。

健康日本21二次では、働く世代のメンタルヘルス対策として、「こころの健康づくり」に取り組むことや、青壮年期の世代への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行い、働く人々への健康増

進の向上が求められている³⁾。

また、日本産業保健師会が設立されており、産業保健師の能力向上を目指して活動されている。日本産業衛生学会看護部会では産業保健師（看護職）の継続教育を担っている¹²⁾。

こうした背景の中で、産業保健師（看護職）教育内容の充実していくことの意義は大きいと考える。

2. 産業保健師（看護職）に必要な知識・能力

1) メンタルヘルス対策

産業保健師（看護職）の意識調査をした生嶋の報告によると、産業保健師（看護職）を続けていく上で基礎的知識として最も回答が多かったのが、メンタルヘルスに関する知識やそれに対応するために必要なカウンセリング知識や技術であった¹³⁾。本研究の調査においてもメンタルヘルス対策は5施設が実習の事前学習の内容に必要であると回答している。

我が国のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックの実施等が事業者の義務化され（平成27年12月1日施行）、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務化された¹⁴⁾。さらに厚生労働省のマニュアルによると、具体的な高ストレス者の選定は、選定基準のみで選定する方法のほか、選定基準に加えて補足的に実施者又は実施者の指名及び指示のもとに医師、保健師、看護師若しくは精神保健福祉士又は産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職が労働者に面談を行いその結果を参考として選定する方法も考えられるとある¹⁵⁾。

嘱託産業医を対象とした森口の調査では、嘱託産業医数は十分でなく、業務時間も短いことがあり、産業医のみで中小企業の産業保健を担うことの限界を指摘しており、さらに不安や負担を感じる業務内容については、メンタルヘルス対応が1位であり、復職診断、復職後の経過観察が上位を占めていたとある¹⁶⁾。

産業医の現状である人数不足やメンタルヘルス対策の負担感の大きさから考えると、産業保健師（看護職）が中心的にメンタルヘルス対策業務を実施しなければならぬことが予想される。それゆえ先行研究や本研究の結果からメンタルヘルスに関する知識やカウンセリング技法について求められていることから産業保健師（看護職）教育においては実習前の事前学習ではメンタルヘルス対策に関する知識が必須のものであると考える。

2) 健康管理

図1の結果から、業種に関わらず多くの実習施設指導者が職場における健康管理について事前学習が必要と答えている。具体的には労働者の健康状態を把握すること、健康診断および健康診断後の事後処置、特定保健指導の回答が多く、健康増進に対する知識が必要であると考えられた。

さらに自由記述においてはパンフレットを使用した保健指導の練習という意見もあり、事前学習の内容として健康教育講話、保健指導の模擬授業を展開する必要があると考えられた。事例を使い、健康診断から特定保健指導の流れを理解し、学生同士での保健指導の模擬体験し、実習において実際の保健指導の在り方を見学することが、保健指導技術の習得につながると考えられた。研究者が調査した実習後の学生の意見からは事前に保健指導、健康講話の模擬体験を行っていたことが実習で役に立ったとの回答が多かった。

生嶋の報告では、産業保健師（看護職）の経験年数が増すにつれて、面接技術や保健指導、健康教育などの勤務実態から当然必要な専門業務の知識・能力が必要との回答数が増加する傾向にあったと

ある。このことは実務経験を重ねることで、労働衛生に関する知的体系の重要性とそれらの知識や技術を獲得することが、産業保健師(看護職)専門家としての自立した判断と役割遂行につながるという認識からとの考察であった¹³⁾。

先行研究や本研究結果から産業保健師(看護職)として当然必要な健康管理に関する知識や技術に関しては実習前の事前学習の内容に必須であり、事例を用いた面接技術や保健指導、健康教育を模擬体験、ロールプレイ等の演習内容を精選し、実施させる必要があると考える。

3) 労働特性による学び

各実習施設の業種により、VDT作業、有機溶剤、粉じんなどの、業種特有の健康課題の理解が必要であることも分かった。実習事前学習では、実習先の労働特性、作業特性を理解するために、会社の概要、生産物、作業工程等を事前に学習させることや、労働環境に関連する職業性疾病、作業関連疾病や障害について注目させることが必要であると考えられる。

それには、各業種の作業環境を見る必要があり、作業現場環境の実態を見学あるいは体験することで、労働者の健康状態を把握することについての理解に繋がると考えられ、可能な限り、複数の業種の実習施設で実習することで、労働特性と健康の関係性の理解を促進させることも、産業保健師(看護職)育成の実習方法の1つとなると考えられた。

4) 労働安全衛生法

事前学習で求めるものとして労働安全衛生法が最も多かった(7施設)。荒木田は様々な保健師業務を実践していくうえで、労働安全衛生法の理念と内容の理解が不可欠であると述べている¹²⁾。先行研究においても最新の労働法規に関する知識が不可欠であると述べられている¹³⁾。労働安全衛生法は、労働者の安全と健康の保持増進、快適な作業環境を創ることを目的としており、産業保健活動を展開していくための法的基盤・根拠となっている¹⁷⁾。この法的基盤・根拠についての理念や必要知識は事前学習というよりも講義によって十分に理解させる必要がある。最近では労働安全衛生法が一改正され、ストレスチェックテストが義務化されたなど、最新の労働法規を踏まえ学生に伝えることが重要である。

5) マネジメント能力

多くの先行研究では、産業保健師(看護職)に求められる能力として、マーケティングや企画・分析能力、コーディネート・プレゼンテーション能力などのマネジメント能力を述べている¹²⁾¹³⁾¹⁷⁾。本研究の結果においても労働マネジメントシステムを1施設が回答している。プレゼンテーション能力や、マネジメント能力を養うには、事例を基に健康教育を模擬体験させることや、事後学習として、実習終了後に学生自身が実習させていただいた事業所の健康問題に対する改善策の企画案作成および、健康課題の解決案を考察する場を設けるなどの工夫をする必要がある。学生は事業所規模や費用対効果、評価の方法を考えることでマネジメントの必要性を知る機会になる。マネジメント能力に関してはすぐに取得できるものではなく、経験年数が必要であるが、考える機会を学生に持たせることでプレゼンテーション能力、マネジメント能力の必要性の理解につながると考える。

3. 実習施設のとの関係性

実習指導者が大学に望むことを調査した猪俣の報告では、受け入れるからには実習目標の達成を目

指し、そのための大学との連携を望んでいるとある。さらに実習指導者は、実習プログラムを任されており、大学のニーズに応えられているのかという思いがあるとも述べている。こうしたことから産業保健に関する講義内容（シラバス）や事前課題の成果物等を実習指導者に提示することや、企画案作成の事後課題等の実習事後のレポートなどを送付して、学習成果を伝えることが必要であり、こうした連携を図ることで、協働して産業保健師（看護職）を養成しているという共通認識がき、学生にとってより効果的な実習になるのではないかと考える。

V 結論

実習事前学習および、今後の産業保健師（看護職）の学習内容については以下の点が必要であると考えられた。我が国の現状から、メンタルヘルス対策、専門的知識・技術である健康管理は必須である。そのためには事前に健康教育講話、保健指導の模擬授業を展開する必要がある。

また、実習先の労働特性、作業特性を理解するために、会社の概要、生産物、作業工程等を事前に学習させる必要がある。さらに労働環境に関連する職業性疾病、作業関連疾病や障害について注目させる必要があり、そのためには複数の業種の実習施設を経験することで作業環境が労働者の健康にどのように影響するかを考えることができると予想され、複数の業種の実習を経験させることも、産業保健師（看護職）育成の1つの方法であると考えられた。

また、マネジメント能力を育む学習内容の検討が必要であることが考えられた。

さらに、産業保健師（看護職）を効果的に養成するには、養成校と実習施設との協力体制の構築の方法についても検討が必要であると考えられた。

引用・参考文献

- 1) 厚生労働省 HP：平成 22 年度国民医療費の概況、URL：http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/chiiki-gyousei_03_05.pdf（2016 年 3 月 1 日）
- 2) 厚生労働省 HP：平成 22 年人口動態統計、URL：http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jijink/kakutei10/index.html?utm_source=twitttwitter&utm_medium=twitter（2016 年 3 月 1 日）
- 3) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針、厚生労働省告示第四百三十号、厚生労働省ホームページ、URL：http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_01.pdf（2016 年 3 月 1 日）
- 4) 平成 25 年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況
http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/dl/info03_h25_00.pdf（2016 年 3 月 1 日）
- 5) 堀川淳子：「健康教育」の実施能力を育成する教育方法の課題—産業看護実習における集団健康教育実施後の学生の意識と気づきの分析より—、産業医科大学雑誌、25(3)：pp 341-349（2003）
- 6) 中谷淳子：産業看護実習の目標到達度と実習内容の関連、産業医科大学雑誌、32(1)：3 83-92（2010）
- 7) 梅津美香：「労働の場における看護」（産業看護）実習を通じての学び、岐阜県立看護学紀要、第 4 巻 1 号、pp 119-125（2004）
- 8) 梅津美香：「労働の場における看護」（産業看護）実習を通しての学生の学び（第 2 報）—効果的

指導の実現に向けて—岐阜県立看護学紀要、第7巻2号、pp 25-32 (2007)

- 9) 上平公子、堀季好、橋本廣子：産業保健実習の成果に関する検討、岐阜医療科学大学紀要7号、pp 53-61 (2013)
- 10) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について(通知)22文科高第976号、平成23年1月6日、厚生労働省ホームページ、URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kango/1305957.htm (2016年3月1日)
- 11) 鎌田久美子、岡島さおり、海法澄子他：保健師教育課程における新カリキュラムに対応した臨地実習内容ならびに体制のあり方に関する調査研究、(財)日本公衆衛生協会、pp 5-10、平成23年度地域保健総合推進事業、(2012.3)
- 12) 荒木田美香子：産業保健・学校保健に必要な教育内容、看護教育、Vol 53、No 6、pp 479-783、(2012)
- 13) 生嶋美春、石原逸子、川本利恵子：専門家として必要な知識、能力に関する産業看護職の意識調査と産業看護スペシャリスト養成のための大学院カリキュラム試案、産業医科大学雑誌、24(3)：pp 313-325 (2002)
- 14) 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八十二号)：厚生労働省ホームページ、URL：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000049219.pdf> (2016年3月1日)
- 15) 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室：改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について、厚生労働省、pp 8
- 16) 森口次郎：中小企業のメンタルヘルス活動の現状と今後の展望、日本職業・差異が車医学界会誌、Vol. 63、No. 6、pp 337-342、(2015)
- 17) 松田正巳：標準保健師講3対象別公衆衛生看護活動、医学書院、pp 266、第3版、(2014)
- 18) 猪俣久美、川名ヤコ子：産業保健・看護実習において実習指導者が大学に望むこと、日本地域看護学会誌、Vol. 17、No. 3、pp 78-83、(2015)